

津島市イエローカード作戦実施要領

第1 目的

ペットのフン放置防止対策事業として実施するイエローカード作戦（以下「作戦」という。）は、地域の住民が主体となって、放置されたペットのフンのそばにフン放置禁止の表示をして、その飼い主に地域ぐるみでペットのフン放置対策に取り組んでいることを認識してもらい、ペットの飼い方のマナーの向上を図り、地域のフン害を減少させることを目的とする。

第2 参加対象者

作戦に参加することのできる者は、町内会その他3人以上で構成する地域のグループ又は団体とする。

第3 作戦の実施方法

作戦は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 市の区域内の道路、公園その他公共の場所に放置されたペットのフンの脇にイエローカードを設置する。
- (2) イエローカードの設置後は、随時巡回を行って、飼い主によるフンの回収や周辺でのフン害の状況を確認しながら、一定期間注意を表示する。
- (3) イエローカードの設置から一定期間を経過したときは、設置したイエローカードと併せてペットのフンを回収する。

第4 参加の申込み

- 1 作戦に参加しようとする者は、イエローカード作戦参加申込書（様式第1）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、作戦に参加する者には、次に掲げる支援物品を支給するものとする。
 - (1) イエローカード作戦実施マニュアル（1団体につき3部まで）
 - (2) イエローカード（1団体につき30枚まで）
 - (3) 軍手（1団体につき3組まで）
 - (4) 金バサミ（1団体につき3本まで）
 - (5) 布製のガムテープ（1団体につき3本まで）
 - (6) その他市長が必要と認めた物品

第5 活動報告

作戦を実施した者は、イエローカード作戦活動報告書（様式第2）を市長に提出

するものとする。

第6 その他

作戦に参加した者は、市が行う作戦の効果測定等の要請に応ずるよう努めるものとする。

第7 施行期日

この要領は、平成28年4月1日から施行する。